

第59号（令和3年2月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 3

**【告示】**

- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 4
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 5
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 6
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 7
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 8
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 9
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 13
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 14
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 16
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局こころの健康相談センター】 17
- △ 保存すべき樹木の指定【環境創造局みどりアップ推進課】 18
- △ 自転車等放置禁止区域の変更【道路局交通安全・自転車政策課】 19
- △ 中学校給食費の指定代理納付者の指定【教育委員会事務局健康教育課】 21
- △ 中学校給食費の徴収事務の委託【教育委員会事務局健康教育課】 22

**【公告】**

- △ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【財政局管財課】 23
- △ 同【財政局管財課】 25
- △ 同【財政局管財課】 27
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 29
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 30
- △ 同【経済局商業振興課】 32
- △ 横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定【健康福祉局生活支援課】 34
- △ 事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】 35
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環境課】 36

△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	37
△	土地改良事業計画変更認可申請に係る土地改良事業計画及び定款の変更の審査結果【環境創造局農政推進課】	38
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	39
△	同【建築局調整区域課】	40
△	同【建築局調整区域課】	41
△	同【建築局調整区域課】	42
△	同【建築局調整区域課】	43
△	同【建築局調整区域課】	44
△	同【建築局調整区域課】	45
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	46
△	同【建築局調整区域課】	47
△	同【建築局調整区域課】	48
△	同【建築局調整区域課】	49
△	同【建築局調整区域課】	50
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	51
△	同【建築局建築指導課】	52
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	53
△	同【建築局建築指導課】	54
△	同【建築局建築指導課】	55
△	同【建築局建築指導課】	56
△	同【建築局建築指導課】	57
△	同【建築局建築指導課】	58
△	土地区画整理審議会委員補欠選挙人名簿の確定等【都市整備局市街地整備調整課】	59
△	道路法に基づく物件の除却【戸塚土木事務所】	60
	<b>【区告示】</b>	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【鶴見区地域振興課】	61
	<b>【区公告】</b>	
△	漂流物（沈没品）の引渡し【中区総務課】	62
	<b>【人事委員会】</b>	
△	職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則【調査課】	63

---

規 則

---

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第1号

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第124条第1項に次の1号を加える。

(53) 横浜市家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金  
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

## 横浜市告示第46号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年2月1日	東戸塚はまゆめ内科	戸塚区品濃町548番地の2	病院又は診療所
同	藤の会かない小児科	青葉区藤が丘二丁目6番地の9	同
同	森クリニック	戸塚区深谷町219番地の1	同
同	新羽調剤薬局	港北区新羽町1,292番地	薬局
同	新羽調剤薬局駅前店	港北区新羽町1,690番地の1	同
同	ハックドラッグ鶴見薬局	鶴見区豊岡町1番地の5	同
同	大橋薬局	南区宮元町4丁目91番地	同
同	クリエイト薬局横浜大口仲町店	神奈川区大口仲町25番地の1	同
同	薬局トモズ日吉店	港北区日吉本町一丁目2番15号	同
同	保土ヶ谷メロン薬局	保土ヶ谷区岩井町21番地の10	同
同	センター北調剤薬局	都筑区中川中央一丁目1番5号	同
同	ふれーず訪問看護ステーション井土ヶ谷	南区永田東一丁目4番4号	訪問看護事業者

横浜市告示第47号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 12月31日	村岡医院	旭区鶴ヶ峰二丁目73番地	病院又は診療所
令和2年 12月31日	梶山診療所	鶴見区上末吉五丁目22番16号	同
令和2年 12月31日	みなづき薬局	港北区大倉山三丁目29番21号	薬局
令和2年 11月31日	大橋薬局	南区宮元町4丁目91番地	同

横浜市告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和3年1月1日	合同会社起差点	移動サービスきっさてん	鶴見区鶴見中央二丁目13番14号	居宅介護
同	株式会社ベストライフ神奈川	ベストライフ横浜大口訪問介護事業所	神奈川区大口仲町25番地の1	居宅介護、重度訪問介護
同	敬愛株式会社	敬愛障がい者居宅介護事業所	中区長者町9丁目149番地の4	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 Clean	クリーン介護	中区寿町3丁目10番地の5	居宅介護、重度訪問介護
同	特定非営利活動法人いろえんぴつ心理福祉コミュニティズ	いろえんぴつ大倉山	港北区大倉山三丁目6番3号	就労継続支援B型
同	株式会社 LITAI ICOS	LITAI ICOS 横浜戸塚第2	戸塚区戸塚町11番地	就労移行支援
同	合同会社おひさまの家	えがおのいえ	港南区上永谷二丁目11番1号	生活介護

横 浜 市 告 示 第 49 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 51 条 の 20 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地
令 和 3 年 1 月 1 日	M o a n a C a r e 株 式 会 社	相 談 支 援 事 業 所 マ リ ン	都 筑 区 荏 田 東 一 丁 目 21 番 24 号

横浜市告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和2年11月1日	合同会社瀬谷まごころケアセンター	瀬谷まごころケアセンター	瀬谷区南瀬谷一丁目51番地の2	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
令和2年12月31日	特定非営利活動法人いろえんぴつ心理福祉コミュニティズ	いろえんぴつ大倉山	港北区大倉山三丁目6番3号	生活介護
同	有限会社アルファトラスト	アンドライフプロット	中区山手町28番地の3	居宅介護、重度訪問介護



横浜市告示第51号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医師名
令和3年1月1日	梅の木眼科医院	青葉区市ケ尾町1, 168番地の1	眼科	視覚障害	加藤 悠
同	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院	栄区桂町132番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	小林 茉莉子
同	市ケ尾病院	青葉区市ケ尾町23番地の1	神経内科	音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	板谷 一宏
同	汐田総合病院	鶴見区矢向一丁目6番20号	リハビリテーション科	音声機能・言語機能又はそしやく機能障害、肢体不自由	柳澤 志満子
同	ゆめクリニック	戸塚区戸塚町6,005番地の3	内科、皮膚科、腫瘍内科、緩和ケア内科	肢体不自由	赤津 友佳子
同	公立大学法人横浜	南区浦舟町4丁目	リハビリテーション科	肢体不自由	宍倉 裕美

	市立大学 附属市民 総合医療 センター	57番地	シヨ ン 科		
同	汐田総合 病院	鶴見区矢 向一丁目 6番20号	神経内 科	肢体不自 由	高島明美
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	整形外 科	肢体不自 由	子島俊太郎
同	汐田総合 病院	鶴見区矢 向一丁目 6番20号	内科	呼吸器機 能障害	高橋雄介
同	医療法人 社団善仁 会白楽腎 クリニック	神奈川区 六角橋二 丁目8番 10号	人工透 析内科	じん臓機 能障害	平戸佳奈
同	深作眼科 内科リハ ビリ科横 浜西口楠 町本院	西区楠町 5番地の 1	眼科	視覚障害	小前恵子
同	ゆめクリ ニック	戸塚区戸 塚町6,00 5番地の 3	内科、 皮膚科 、緩和 ケア内 科	肢体不自 由	赤津知孝
同	あい診療 所	港北区鳥 山町1,01 8番地	小児科 ・内科	肢体不自 由	片岡愛
同	国家公務 員共済組 合連合会 横浜南共 済病院	金沢区六 浦東一丁 目21番1 号	整形外 科	肢体不自 由	新村高典
同	横浜医療 福祉セン ター港南	港南区港 南台四丁 目6番20	神経小 児科	肢体不自 由	松本貴子

		号			
同	医療法人 社団東京 石心会新 緑脳神経 外科	旭区市沢 町 574 番 地の 1	整形外科	肢体不自 由	山川秀之
同	藤井整形 外科	金沢区瀬 戸 3 番 45 号	整形外科	肢体不自 由	山口祐一郎
同	医療法人 横浜未来 ヘルステ アシステ ム戸塚共 立第 2 病 院	戸塚区吉 田町 579 番地の 1	小児科	心臓機能 障害	常見享久
同	しろくま 内科小児 科クリニック	青葉区市 ヶ尾町 1, 156 番地 の 6	内科、 循環器 科	心臓機能 障害	檜佐彰男
同	医療法人 社団博慈 会青葉さ わい病院	青葉区元 石川町 4, 300 番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	清田康
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9 番地	消化器 内科	肝臓機能 障害	今城健人
同	医療法人 佐藤病院	南区南太 田一丁目 10 番 3 号	内科	肝臓機能 障害	及川裕将
同	医療法人 横浜未来 ヘルステ アシステ ム戸塚共 立第 2 病 院	戸塚区吉 田町 579 番地の 1	消化器 内科	肝臓機能 障害	齋藤元伸
同	昭和大学 横浜市北	都筑区茅 ヶ崎中央	小児外 科	肝臓機能 障害	田中 拓

	部 病 院	35 番 1 号		
--	-------	----------	--	--

横浜市告示第52号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年2月1日	医療法人社団はまかぜ会 ゆうなぎ神経内科在宅クリニック	保土ヶ谷区帷子町2丁目47番地の2	病院又は診療所
同	センター北調剤薬局	都筑区中川中央一丁目1番5号	薬局
同	薬局トモズ日吉店	港北区日吉本町一丁目2番15号	同
同	クリエイト薬局瀬谷阿久和店	瀬谷区阿久和西一丁目25番1号	同
同	のぞみ	港北区日吉本町六丁目66番3号	訪問看護
同	ここから訪問看護リハビリケア上星川	保土ヶ谷区上星川三丁目2番24号	同

横浜市告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年1月1日	橋爪医院	鶴見区寺谷二丁目13番7号	病院又は診療所
同	医療法人社団稲門医学会 奈良こうすけ診療所	港南区笹下三丁目11番14号	同
同	相生スマイル薬局	中区相生町2丁目27番地	薬局
同	なの花薬局 品濃町店	戸塚区品濃町522番地の5	同
同	はなだ薬局 港南台店	港南区港南台三丁目4番1号	同
同	町の薬局	都筑区大柵町138番地の9	同
同	あやめ薬局	西区高島二丁目10番32号	同
同	秋本薬局 横浜西口4号店	西区南幸二丁目11番1号	同
同	ウイン調剤薬局 横浜西口店	西区北幸二丁目3番19号	同
同	菊名調剤薬局	港北区錦が丘16番16号	同
同	日本調剤 大正薬局	戸塚区原宿四丁目16番1号	同
同	薬樹薬局 鶴ヶ峰2丁目店	旭区鶴ヶ峰二丁目29番地の18	同
同	ひばり薬局 鴨居店	緑区鴨居一丁目4番4号	同
同	ケアーズ港南台訪問看護リハビリス	港南区港南台三丁目22番11号	訪問看護

	テーション		
同	訪問看護ステーション ココス マイルあざみ野	青葉区美しが丘五 丁目14番地の6	同

横浜市告示第54号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 1月1日	(新)一般社団法人ポ ローニア おおぜ き医院	青葉区奈良一丁目 19番地の1	病院又は診療 所
	(旧)おおぜき医院		
令和2年 12月1日	有限会社あゆみ薬 局	(新)旭区東希望が丘 83番地の7	薬局
		(旧)旭区東希望が丘 83番地の5	
令和2年 11月1日	中川薬局 鶴見市 場店	(新)鶴見区市場大和 町5番4号	同
		(旧)鶴見区市場大和 町4番22号	
令和2年 11月4日	ハックドラッグ藤 が丘駅前薬局	(新)青葉区藤が丘一 丁目28番地の17	同
		(旧)青葉区藤が丘一 丁目28番地の14	



横浜市告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から、次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年10月31日	新横浜フォレストクリニック	港北区篠原町3,014番地の2	病院又は診療所
令和2年12月23日	医療法人社団若葉会 つづき病院	都筑区川和町2,674番地の83	同
平成28年2月29日	さわ薬局	金沢区西柴一丁目1番1号	薬局

横浜市告示第56号

保存すべき樹木の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）  
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき樹木として、次の樹木を指定した。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

指 定 樹 木	指 定 年 月 日
鶴見区寺谷一丁目21番の7内のイチヨウ	令和3年1月21日
鶴見区寺谷一丁目21番の7内のイチヨウ	
鶴見区寺谷一丁目21番の7内のクスノキ	
鶴見区東寺尾一丁目18番の1内のサクラ	
鶴見区東寺尾一丁目18番の1内のイチヨウ	
鶴見区東寺尾一丁目18番の1内のイチヨウ	
中区滝之上7番内のソメイヨシノ	
港南区大久保二丁目1番の11内のイチヨウ	
港南区港南五丁目12番の8内のモチ	
港南区港南五丁目12番の8内のタブ	
港南区港南五丁目12番の8内のスタジイ	
旭区川井宿町66番の1内のケヤキ	
旭区川井宿町66番の1内のケヤキ	
旭区川井宿町66番の1内のケヤキ	
旭区川井宿町66番の1内のイチヨウ	
旭区川井宿町66番の1内のシラカシ	
旭区川井宿町66番の1内のシラカシ	
旭区川井宿町66番の1内のソメイヨシノ	
金沢区町屋町4番の20内のエノキ	
金沢区町屋町4番の20内のイチヨウ	
金沢区町屋町4番の20内のイチヨウ	
緑区長津田町 2,322 番内のシラカシ	
戸塚区上倉田町 2,141 番の1内のメタセコ	
イア	
戸塚区上倉田町 2,141 番の1内のメタセコ	
イア	
戸塚区上矢部町 421 番内のイチヨウ	
戸塚区上矢部町 421 番内のイチヨウ	
戸塚区上矢部町 421 番内のイチヨウ	
戸塚区上矢部町 421 番内のケヤキ	

横浜市告示第57号

自転車等放置禁止区域の変更

横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号）第9条第1項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更する。

令和3年2月5日

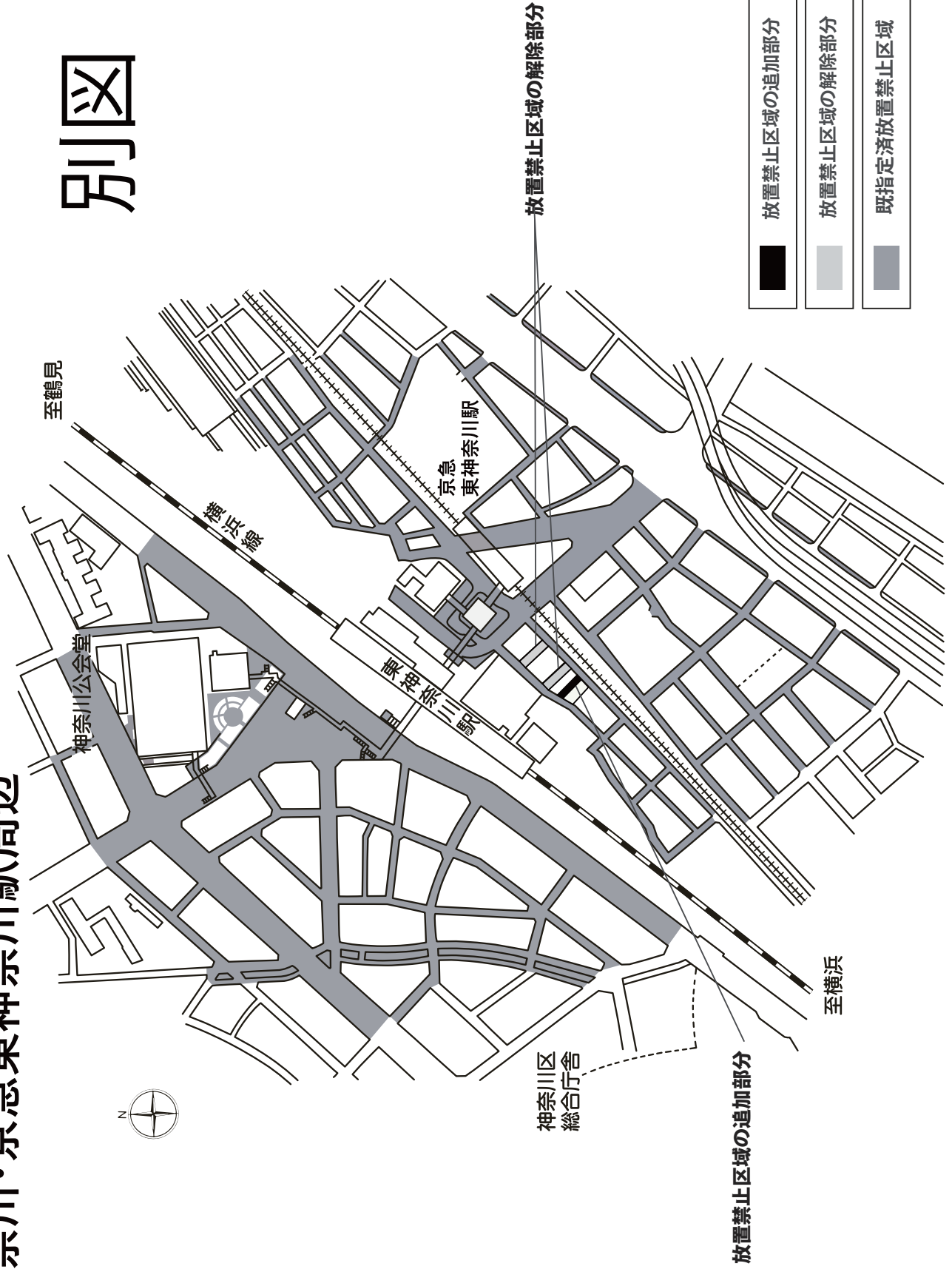
横浜市長 林

文 子

変更年月日	変更する指定場所	
	指定区域名	区域図
令和3年3月1日	東神奈川駅・京急 東神奈川駅周辺	別図のとおり

# 東神奈川・京急東神奈川駅周辺

## 別図



## 横 浜 市 告 示 第 58 号

中 学 校 給 食 費 の 指 定 代 理 納 付 者 の 指 定  
地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 231 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に  
よ り 、 次 の と お り 指 定 代 理 納 付 者 を 指 定 し た 。  
令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 代 理 納 付 者 の 名 称  
株 式 会 社 メ タ ッ プ ス ペ イ メ ン ト
- 2 指 定 代 理 納 付 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地  
東 京 都 港 区 三 田 1 丁 目 4 番 1 号
- 3 指 定 代 理 納 付 者 に 納 付 さ せ る 歳 入  
中 学 校 給 食 費
- 4 指 定 代 理 納 付 者 に 歳 入 を 納 付 さ せ る 期 間  
令 和 3 年 2 月 8 日 か ら 令 和 3 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 59 号

中 学 校 給 食 費 の 徴 収 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り 、 中 学 校 給 食 費 の 徴 収 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 メ タ ッ プ ス ペ イ メ ン ト 代 表 取 締 役 社 長 和 田 洋 一	東 京 都 港 区 三 田 1 丁 目 4 番 1 号	令 和 3 年 2 月 8 日 か ら 令 和 3 年 3 月 31 日 ま で

## 公告

## 横浜市公告第43号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年2月5日

契約事務受任者

横浜市財政局長 横山日出夫

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

市有地の貸付け

## (2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 ( m <sup>2</sup> )
中区吉浜町1番の71外	宅地	420.56

## (3) 最低貸付価格 (課税の場合は消費税別途)

月額 586,681 円

## (4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

中区吉浜町土地公募貸付実施要項による。

## (5) 貸付期間

1年間 (自動更新1回 (1年間) まで可)

## (6) 入札に付す条件

中区吉浜町土地公募貸付実施要項による。

## 2 中区吉浜町土地公募貸付実施要項の交付

## (1) 交付期間

令和3年2月5日から令和3年2月18日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

## (2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局管財部管財課 (横浜市庁舎11階)

電話 045(671)3806

## 3 入札参加資格

横浜市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者であり、次に掲げる者。

## (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名

停止の措置を受けていない者であること。

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(4) 中区吉浜町土地公募貸付実施要項記載の貸付条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

#### 4 入札参加の手続

(1) 必要書類

中区吉浜町土地公募貸付実施要項による。

(2) 受付期間

令和3年2月8日から令和3年2月18日まで必着

(3) 受付方法

書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）

(4) 宛先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局管財部管財課

#### 5 入札方法及び開札の日時及び場所

(1) 入札方法

書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）

令和3年3月1日まで必着

（宛先）入札参加の手続の宛先と同じ

(2) 開札

令和3年3月4日午後2時00分

中区本町6丁目50番地の10

横浜市庁舎13階 13-S03会議室

#### 6 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### 7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第3項の入札参加資格を満たさない者が行った入札

(2) 中区吉浜町土地公募貸付実施要項における入札実施要項第7条に定める入札

#### 8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

#### 9 その他

詳細は中区吉浜町土地公募貸付実施要項による。



横浜市公告第44号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年2月5日

契約事務受任者

横浜市財政局長 横山日出夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (㎡)
港南区上大岡西二丁目339番の1外	宅地	1,090.43

(3) 最低貸付価格 (月額)

1,260,537 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1年間 (自動更新1回 (1年) まで可)

(6) 入札に付す条件

港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項による。

2 港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和3年2月8日から令和2年2月18日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局管財部管財課 (横浜市役所市庁舎11階)

電話 045(671)2261

3 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項記載の貸付条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。

- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (5) その他、借受人として適さないと判断される者。
- 4 入札参加の手続
- (1) 必要書類  
港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項による。
  - (2) 受付期間  
第2項第1号に同じ。
  - (3) 受付方法  
書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）
  - (4) 宛先  
〒231-0005  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局管財課
- 5 入札方法及び開札の日時及び場所
- (1) 入札方法  
書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）  
令和2年3月5日(金)まで必着  
（宛先）入札参加の手続の宛先と同じ
  - (2) 開札  
令和3年3月10日(水)午前10時00分  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市庁舎18階 みなと13
- 6 入札保証金  
入札保証金は免除する。
- 7 入札の無効  
次の入札は無効とする。
- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項における入札実施要項第7条に定める入札
- 8 貸付料の納入方法  
本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。
- 9 その他  
詳細は港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第45号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年2月5日

契約事務受任者

横浜市財政局長 横山日出夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (㎡)
瀬谷区南台二丁目4番の70	宅地	1,495.89

(3) 最低貸付価格 (消費税別途)

月額 350,000 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1年間 (自動更新1回 (1年間) まで可)

(6) 入札に付す条件

瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項による。

2 瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和3年2月5日から令和3年2月19日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局管財部管財課 (横浜市庁舎11階)

電話 045(671)3806

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(4) 瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。

- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- 4 入札参加の手續
- (1) 必要書類  
瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項による。
- (2) 受付期間  
令和3年2月8日から令和3年2月19日まで必着
- (3) 受付方法  
書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）
- (4) 宛先  
〒231-0005  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局管財部管財課
- 5 入札方法及び開札の日時及び場所
- (1) 入札方法  
書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）  
令和3年3月4日必着  
（宛先）入札参加の手續の宛先と同じ
- (2) 開札  
令和3年3月8日午後2時00分  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市庁舎13階 13-S03会議室
- 6 入札保証金  
入札保証金は免除する。
- 7 入札の無効  
次の入札は無効とする。
- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項における入札実施要項第6条に定める入札
- 8 貸付料の納入方法  
本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。
- 9 その他  
詳細は瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第46号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所所在地	定款に記載された目的
令和3年1月19日	特定非営利活動法人市民の会萌	郡 司 文 雄	戸塚区下倉田町 1,082番地	この法人は、地域社会の健全な成長の為、行政等の活動と相互に協力し合いながら、一人一人の生活の質の向上と女性の社会自立の実現を目指し、精神障害者及び高齢者の支援、相談業務を主とし、豊かに暮らせる生活と社会の実現を目的とする。

横浜市公告第47号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クイーンズスクエア横浜

西区みなとみらい二丁目3番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

横浜市

横浜市長 林 文子

中区本町6丁目50番地の10

ほか4者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	横浜市 横浜市長 林 文子 中区港町1丁目1番地 ほか4者	横浜市 横浜市長 林 文子 中区本町6丁目50番地の10 ほか4者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社横浜ポンプドウル 代表取締役 三 藤 達 男 中区元町4丁目158番地の1 ほか78者	株式会社横浜ポンプドウル 代表取締役 三 藤 貴 史 中区元町4丁目158番地の1 ほか73者

(4) 変更の年月日

令和2年6月1日ほか

(5) 変更した理由

設置者の住所変更のため ほか

2 届出年月日

令和3年1月8日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第48号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）三和青葉区もえぎ野商業施設計画  
青葉区もえぎ野1番の2
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社三和ホールディングス  
代表取締役 小山 壮 之  
東京都町田市金森4丁目1番2号
- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社三和ホールディングス 代表取締役 小山 壮 之 東京都町田市森野5丁目18番2号	株式会社三和ホールディングス 代表取締役 小山 壮 之 東京都町田市金森4丁目1番2号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社三和 代表取締役 小山 克 己 東京都町田市森野5丁目18番2号 ほか	株式会社三和 代表取締役 小山 真 東京都町田市金森4丁目1番2号 ほか

- (4) 変更の年月日  
令和2年4月1日
- (5) 変更した理由  
設置者の住所変更のため ほか



2 届 出 年 月 日

令 和 3 年 1 月 12 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第49号

横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者として、次  
 の者を指定した。

令和3年2月5日

横浜市長 林

文 子

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
泉区和泉町 6,181番地 の2	社会福祉法人神奈 川県匡済会 理事長 渡 邊 俊 郎	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで

横 浜 市 公 告 第 50 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38  
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 高 速 横 浜 環 状 北 線 事 業 に 係 る 事 後 調 査 結  
果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長      林                      文      子

## 横 浜 市 公 告 第 51 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
元 年 12 月 横 浜 市 公 告 第 524 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 1 番 の 1 及 び 1 番 の 3 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ク ロ ロ エ チ レ ン、1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン、1, 2 - ジ ク ロ  
ロ エ チ レ ン、ジ ク ロ ロ メ タ ン、ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
土 壌 汚 染 状 況 調 査 の 対 象 地 の 試 料 採 取 等 を 行 う 区 画 の 選 定 等 を  
省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、当 該  
省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て 実 施 し た 結 果、土 壌 溶 出 量 基 準 に 適  
合 す る こ と を 確 認 し た た め。

## 横 浜 市 公 告 第 52 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害  
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す  
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
青 葉 区 鴨 志 田 町 字 上 谷 戸 1,052 番 及 び 1,065 番 の 各 一 部 並 び に  
字 明 下 入 1,079 番 の 1 、 1,079 番 の 2 及 び 1,079 番 の 3 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

## 横 浜 市 公 告 第 53 号

土地改良事業計画変更認可申請に係る土地改良事業計画  
及び定款の変更の審査結果

横浜市都筑区都田第一土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項に基づく土地改良事業計画変更及び同法第30条第2項に基づく定款の変更に関する認可申請があり、施行予定の土地改良事業計画及び定款を審査し、適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この決定について意見がある利害関係人は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第2項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過する日までに、横浜市長に申し出ることができる。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 横浜市都筑区都田第一土地改良区の土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

## 2 縦覧期間

令和3年2月5日から令和3年2月25日まで

## 3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市環境創造局農政部農政推進課  
都筑区茅ヶ崎中央32番1号  
横浜市北部農政事務所

## 4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで

## 横 浜 市 公 告 第 54 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
昭 和 51 年 7 月 10 日 第 51 開 802 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
大 阪 市 阿 倍 野 区 阿 倍 野 筋 1 丁 目 1 番 43 号  
株 式 会 社 近 鉄 百 貨 店  
代 表 取 締 役 秋 田 拓 士
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 四 季 美 台 90 番 の 11、90 番 の 23 の 一 部、91 番 の 2、91 番 の 3  
、91 番 の 5 から 91 番 の 21 まで、91 番 の 23 から 91 番 の 25 まで、116  
番 の 29 及 び 116 番 の 30 の 一 部 並 び に 本 村 町 70 番 の 11 から 70 番 の 13  
ま だ

## 横 浜 市 公 告 第 55 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 7 月 12 日 第 31 開 1702 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 台 町 17 番 地 の 1  
ハ ウ ス ラ ン ド 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 森 和 也
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 田 奈 町 8 番 の 11 及 び 8 番 の 36



## 横 浜 市 公 告 第 56 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 11 月 29 日 第 31 開 1314 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 戸 塚 町 1,206 番 地  
株 式 会 社 リ ノ  
代 表 取 締 役 金 子 正 美
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 戸 塚 町 1,014 番 の 19 から 1,014 番 の 20 ま で 、 1,021 番 の  
2 、 1,023 番 の 2 、 1,025 番 の 1 から 1,025 番 の 3 ま で 、 1,025  
番 の 9 及 び 1,028 番 の 1 から 1,028 番 の 2 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 57 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 1 月 14 日 第 31 開 1116 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 日 吉 本 町 一 丁 目 5 番 26 号  
住 建 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 西 山 隆 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 日 吉 一 丁 目 19 番 の 2 、 19 番 の 9 の 一 部 、 19 番 の 11 の 一 部  
、 19 番 の 12 の 一 部 、 19 番 の 21 、 19 番 の 22 、 24 番 の 3 、 25 番 の 1 、  
25 番 の 17 及 び 25 番 の 19 か ら 25 番 の 22 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 58 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 4 月 17 日 第 2020 開 101 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 不 老 町 1 丁 目 1 番 地 の 5  
株 式 会 社 ベ イ ダ ー ・ ホ ー ム  
代 表 取 締 役 長 岡 秀 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
鶴 見 区 北 寺 尾 七 丁 目 526 番 の 1 の 一 部 、 532 番 の 2 の 一 部 、 53  
2 番 の 3 、 535 番 の 1 、 535 番 の 7 及 び 535 番 の 8

## 横 浜 市 公 告 第 59 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 5 月 8 日 第 2020 開 1703 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29  
株 式 会 社 横 浜 建 物  
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 す み よ し 台 15 番 の 8 、 15 番 の 42 及 び 15 番 の 43

## 横 浜 市 公 告 第 60 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 7 月 9 日 第 2020 開 1203 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 楠 町 9 番 地 の 7  
株 式 会 社 サ ン ラ イ ズ エ ス テ ー ト  
代 表 取 締 役 村 上 栄 二
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 東 本 郷 六 丁 目 1,247 番 の 1 、 1,247 番 の 19 から 1,247 番 の  
22 ま で 、 1,247 番 の 24 、 1,247 番 の 26 、 1,247 番 の 28 及 び 1,247  
番 の 30 から 1,247 番 の 34 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 61 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 6 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 1 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
7.59 m
- 5 指 定 の 場 所  
港 南 区 野 庭 町 853 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名  
有 限 会 社 東 邦 地 所  
代 表 取 締 役 佐 藤 仁

## 横 浜 市 公 告 第 62 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 7 ・ 7 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 1 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
3.67 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 権 太 坂 三 丁 目 597 番 の 182
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 リ ア ル  
代 表 取 締 役 桑 原 真

## 横 浜 市 公 告 第 63 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 10 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 1 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
21.85 m
- 5 指 定 の 場 所  
金 沢 区 六 浦 南 一 丁 目 1,062 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名  
ク ロ サ ワ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 黒 澤 保 雄



## 横 浜 市 公 告 第 64 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 13 ・ 9 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 1 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
15.77 m
- 5 指 定 の 場 所  
戸 塚 区 汲 沢 七 丁 目 1,991 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド  
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎

## 横 浜 市 公 告 第 65 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 14 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 1 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
47.26 m
- 5 指 定 の 場 所  
瀬 谷 区 瀬 谷 五 丁 目 27 番 の 38 及 び 27 番 の 40
- 6 申 請 者 の 氏 名  
内 田 喜 晴

## 横 浜 市 公 告 第 66 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃止する道路の指定番号  
第 56 ・ 13 ・ 30 号
- 2 廃止年月日  
令 和 元 年 11 月 26 日
- 3 廃止する道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長  
45.00 m
- 5 廃止の場所  
戸 塚 区 名 瀬 町 678 番 の 1 、 681 番 の 1 及 び 683 番 の 5

## 横 浜 市 公 告 第 67 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 全 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 50 ・ 13 ・ 14 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 5 月 29 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
60.20 m
- 5 廃 止 の 場 所  
泉 区 中 田 南 一 丁 目 1,381 番 の 43 地

## 横 浜 市 公 告 第 68 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 42 ・ 86 号

## 2 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 1 月 22 日

## 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.70 m 及 び 6.70 m

## 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

516.80 m

## 5 廃 止 の 場 所

港 南 区 東 永 谷 二 丁 目 1,472 番 の 25 地 先 か ら 1,475 番 の 155 地 先  
ま で 、 1,473 番 の 34 地 先 か ら 1,476 番 の 140 地 先 ま で 、 1,475 番  
の 141 地 先 か ら 1,476 番 の 46 地 先 ま で 及 び 1,476 番 の 38 地 先 か ら  
1,476 番 の 131 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 69 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 41 ・ 106 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 7 月 2 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
146.40 m
- 5 廃 止 の 場 所  
旭 区 金 が 谷 一 丁 目 752 番 の 1 地 先 から 笹 野 台 四 丁 目 57 番 の 17 地  
先 まで

## 横 浜 市 公 告 第 70 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 39 ・ 74 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 5 月 22 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
7.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
145.70 m
- 5 廃 止 の 場 所  
戸 塚 区 平 戸 町 1,143 番 の 3 地 先 から 港 南 区 芹 が 谷 二 丁 目 1,031  
番 の 2 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 71 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 28 ・ 47 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 10 月 3 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
8.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
36.50 m
- 5 廃 止 の 場 所  
戸 塚 区 矢 部 町 860 番 の 36 地 先 か ら 860 番 の 65 地 先 ま で



## 横 浜 市 公 告 第 72 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 33 ・ 70 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 8 月 5 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
41.60 m
- 5 廃 止 の 場 所  
瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 60 番 の 16 地 先 か ら 60 番 の 17 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 73 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 28 ・ 123 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 1 月 22 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
73.50 m
- 5 廃 止 の 場 所  
瀬 谷 区 南 台 一 丁 目 13 番 の 10 地 先 か ら 14 番 の 5 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 74 号

土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 補 欠 選 挙 人 名 簿 の 確 定 等

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員  
 の 補 欠 選 挙 人 名 簿 に つ い て は 、 土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 ( 昭 和 30 年 政  
 令 第 47 号 ) 第 21 条 第 1 項 の 縦 覧 期 間 内 に 異 議 の 申 出 が な か っ た の で  
 、 こ の 公 告 の 日 に お い て 確 定 す る 。

こ の 選 挙 人 名 簿 に 記 載 さ れ た 者 が 選 挙 す べ き 委 員 の 数 及 び 予 備 委  
 員 の 数 は 、 次 の と お り と す る 。

令 和 3 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| 1 | 委 員 の 数                                     |     |
|   | 宅 地 の 所 有 者 が 選 挙 す べ き 委 員                 | 3 人 |
|   | 宅 地 に つ い て 借 地 権 を 有 す る 者 が 選 挙 す べ き 委 員 | 1 人 |
| 2 | 予 備 委 員 の 数                                 |     |
|   | 宅 地 の 所 有 者 が 選 挙 す べ き 委 員                 | 1 人 |
|   | 宅 地 に つ い て 借 地 権 を 有 す る 者 が 選 挙 す べ き 委 員 | 1 人 |

横浜市公告第75号

道路法に基づく物件の除却

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条の規定に違反して横浜市の管理する道路に設置されているので、令和3年2月19日までに除却しなければならない。

この期限までに当該物件の除却を行わないときは、同法第71条第3項の規定に基づき、道路管理者が物件を除却する。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

1 物件の所在地及び物件の概要

物件の所在地	物件の概要
戸塚区平戸一丁目17番地先	大型看板2本

2 問合せ先

横浜市戸塚土木事務所

電話 045(881)1621

ファックス 045(862)3501

区 告 示

鶴見区告示第1号（令和3年1月19日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、矢向六丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年1月19日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	菊 仁 鶴見区矢向六丁目18 番13号	清 宮 弘 鶴見区矢向六丁目9 番4号

---

## 区 公 告

---

中 区 公 告 第 22 号 （ 令 和 3 年 1 月 26 日 掲 示 済 ）

漂 流 物 （ 沈 没 品 ） の 引 渡 し

水 難 救 護 法 （ 明 治 32 年 法 律 第 95 号 ） 第 24 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き  
次 の と お り 漂 流 物 （ 沈 没 品 ） の 引 渡 し を 受 け た の で 、 所 有 者 に 引 き  
渡 す 。

令 和 3 年 1 月 26 日

横 浜 市 中 区 長 直 井 ユ カ リ

- 1 拾 得 物 件  
自 転 車  
大 き さ 長 さ 約 1.5 メ ー ト ル  
高 さ 約 0.9 メ ー ト ル
- 2 拾 得 場 所  
横 浜 市 中 区 山 下 町 279 （ 山 下 公 園 ） 地 先
- 3 拾 得 年 月 日  
令 和 3 年 1 月 13 日
- 4 拾 得 者  
横 浜 市 長 林 文 子

---

## 人事委員会

---

職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月20日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第1号（令和3年1月20日揭示済）

職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則

職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「午後4時まで」の次に「（横浜市立学校に勤務する職員については、午前10時15分から午後3時30分まで）」を加える。

第5条中「次条第1項において」を「以下」に改める。

附則第2項を次のように改める。

（経過措置）

- 2 当分の間、横浜市立学校に勤務する職員のうち、横浜市立学校職員の勤務時間に関する規程（平成11年3月横浜市教育委員会達第1号）第3条第1号で定める夜間において授業を行う課程を担当する職員、同条第2号で定める定時制課程を置く学校に勤務する職員及び同条第3号で定める後勤務をする職員からの申告について、任命権者が、単位期間において組別を割り振ることができる回数は、5回を上限とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。